

社会保障審議会介護給付費分科会（第115回）  
2014年11月19日

社会保障審議会介護給付費分科会  
分科会長 田中 滋 様

社会保障審議会介護給付費分科会委員  
平川 則 男  
(日本労働組合総連合会生活福祉局長)

介護人材の処遇改善の充実に向けて

1. 処遇改善加算について

- 介護報酬改定において、これまで処遇改善に向けた様々な取り組みが行われてきており、その成果は徐々に表れていると認識している。
- しかしながら、処遇改善加算の届出率は、介護老人福祉施設をはじめ、比較的、高い状況にあるものの、一部の事業では低い状況にあり、引き続き届け出に向けた努力が求められている。届出率が低い事業については、都道府県や市町村が積極的に指導していくことが求められる。
- 介護保険料を支払い、またサービスを提供される立場から見ると、介護労働者の処遇改善という目的が介護報酬の中に含まれるのであれば、確実に介護労働者の処遇改善につながっていなければ、介護保険制度の信頼に関わる問題につながりかねない。
- 介護労働者の処遇改善を含む労働条件の決定は、労使の自律的な話し合いで決定されるべきものである。しかし、介護労働者の処遇を確実に改善していくためには、改善分が労働者の手元に届く仕組みの維持などを検討する必要がある。
- 介護職員処遇改善加算は、「例外的かつ経過的な取り扱い」とされ、2014年度末までの暫定的な対応とされているが、介護労働者がワーク・ライフ・バランスを確保し誇りをもって働き続けられるよう、処遇改善加算の継続など、確実に処遇改善が進められる仕組みの検討と増額が必要である。
- ①介護職員処遇改善加算について
  - 介護職員処遇改善加算を引き続き維持すべきである。その上で、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善に向け、「更なる上乘せ評価を行う区分を新設」することについて、検討を進めるべきである。ただし、キャリアパス要件の仕組みや研修の実施などについては、事業者の支援に向けて、都道府県や保険者の取組みも重要である。
  - また、区分の新設にあたっては、現場の運営実態を考慮し、事業主の積極的な取り組みを促すとともに、より一層の処遇改善へと繋がる水準への引き上げが必要

であり、現行の加算の更なる上積みを行うべきである。

## ②サービス提供体制強化加算について

○介護労働は、高齢者の自立の支援と尊厳の確保を基本に、身体介護や生活援助、医療的ケアも含め、専門的な知識と技術が必要であることから、専門職としての位置づけを明確にする必要がある。

○サービス提供体制強化加算の見直しについては、サービスの質が一定以上に保たれた事業所を評価する加算であるが、質の高いサービス提供のためには、人材の確保が欠かせない。このことから、サービス提供体制加算において、専門性を高める方向について、見直しを進めることが必要である。

○また、介護労働の社会的な評価は、やりがいのある仕事であることなどの評価がある一方で、仕事がきつい、労働条件が悪いなどのイメージも強い。このことから、介護労働者の処遇改善を進め、やりがいのある介護労働の実態を、更に情報発信することが必要である。

## 2. 新しい総合事業のサービス類型について

○介護予防給付の一部が市町村事業となることにともない、サービスの提供者が、訪問型サービスA型では「主に雇用労働者」。B型ではボランティア主体とされている。また、通所型サービスAでは、「主に雇用労働者+ボランティア」とされている。これらの類型は、雇用労働とボランティアの境界を曖昧にし、介護労働者の専門性の議論の方向性とは違うものであり、サービス提供の質の低下が懸念される。

市町村事業は介護保険給付と同様、専門的で責任ある介護サービスを提供するため、提供者は雇用労働とし、ボランティアと明確に区別すべきである。

以上